

活力ある農山漁村の実現に向けた 男女共同参画の確立を目指して

経営局 人材育成課

平成22年7月版

農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けて

現 状

- 農林水産業の担い手として女性は重要就業人口に対する女性の割合

農業 (H21年)	53.4%
林業 (H17年)	15.0%
漁業 (H21年)	15.3%

- 農業経営への積極的参画を希望

女性農業者の4割弱が「経営者や共同経営者として農業経営全体を取り仕切りたい」「共同経営者として特定部門の経営を取り仕切りたい」と考えている。(H20年)

一方で

〈低い社会参画〉

農業団体等における女性の占める割合

	H12年	H17年	H20年
農業委員	1.8%	4.1%	4.6%

	H12年度	H17年度	H20年度
農協役員	0.6%	1.9%	2.5%
森林組合役員	ND	0.2%	0.3%
漁協役員	0.2%	0.3%	0.3%

〈経営における位置づけが曖昧〉

農業労働に対する報酬がない (H20年)	52.0%
----------------------	-------

認定農業者に占める女性の割合 (H20年)	3.3%
-----------------------	------

女性の起業活動における年間販売金額300万円未満の経営体の割合 (H19年)	55.0%
--	-------

〈家事・育児との両立等過重な労働〉

農林漁業者の女性の1日平均の労働時間(家事・育児・介護を含む) (H18年)	男性の1.17倍
--	----------

男女共同参画社会基本法

食料・農業・農村基本法
(第26条：女性の参画の促進)

農山漁村における男女共同参画の実現に向けた施策の推進

男女共同参画確立に向けた理解・気運の醸成

- 「農山漁村女性の日」記念の集いの開催、優良事例の表彰等

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 農協や農業委員会等の方針決定機関における女性の登用を促進するため、市町村等地域における「女性の参画目標」設定の働きかけ

女性の経済的地位向上

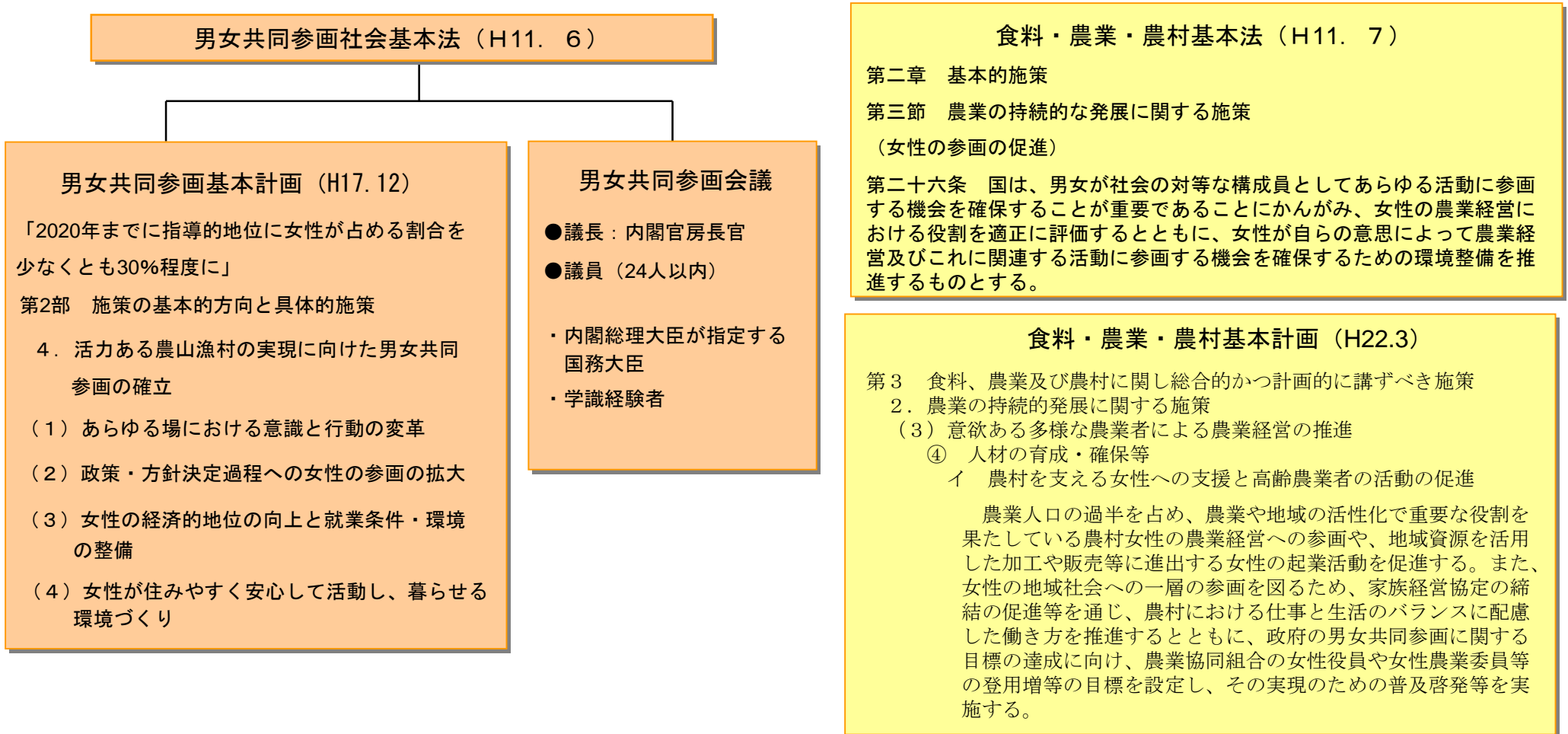
- 女性認定農業者の拡大等、経営における女性の位置付けの明確化
- 女性の起業活動に必要な技術等の習得、施設の整備等

女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- 仕事と育児等の両立支援に向けた情報提供
- 農業者年金の加入促進等を通じた高齢期の女性の生活支援

農山漁村における男女共同参画社会の実現

農山漁村における男女共同参画の推進に関する施策の体系



農山漁村における男女共同参画の推進に関する施策

男女共同参画確立に向けた理解・気運の醸成

- 優良事例の表彰・記念行事の開催等

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 市町村等地域における「女性の参画目標」設定の働きかけ等

女性の経済的地位向上

- 経営における女性の位置付けの明確化
- 起業活動に必要な技術等の習得等

生活・活動のための環境づくり

- 両立支援に向けた情報提供等

I 農山漁村における女性の状況

1 農林漁業就業人口に占める女性の割合

- 女性は農業就業人口の過半を占めるなど、農林水産業の担い手として重要な役割を果たしている。
- 特に農業就業人口では、40～50歳代において約6割を占めている。
- 基幹的農業従事者では、50代において女性の割合が男性よりも高くなっている。

就業人口に占める女性の割合

(単位：千人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成19年	平成20年	平成21年
農業就業人口	5,653	4,140	3,891	3,353	3,119	2,986	2,895
うち女性	3,403	2,372	2,171	1,788	1,668	1,597	1,546
女性の割合	60.2%	57.3%	55.8%	53.3%	53.5%	53.5%	53.4%
林業就業人口	108	86	64	47	—	—	—
うち女性	18	14	11	7	—	—	—
女性の割合	16.4%	16.6%	16.8%	15.0%	—	—	—
漁業就業人口	371	301	260	222	204	212	222
うち女性	67	54	44	36	33	32	34
女性の割合	18.1%	17.9%	16.9%	16.3%	16.3%	15.1%	15.3%

資料：農業就業人口・・・農林水産省「農林業センサス」
 農林水産省「農業構造動態調査」(18年～20年)
 林業就業人口・・・総務省「国勢調査」
 漁業就業人口・・・水産庁「漁業就業動向統計年報」

年齢別農業就業人口（平成21年）

(単位：千人、%)

	39歳以下	40～49	50～59	60～64	65～69	70歳以上	合計
農業就業人口	235	175	402	304	383	1,395	2,895
うち女性	103	106	241	173	212	710	1,546
女性の割合	43.8%	60.6%	60.0%	56.9%	55.4%	50.9%	53.4%

資料：農林水産省「農業構造動態調査」
 注：農業就業人口とは、農業従事者のうち、「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。

年齢別基幹的農業従事者数（平成21年）

(単位：千人、%)

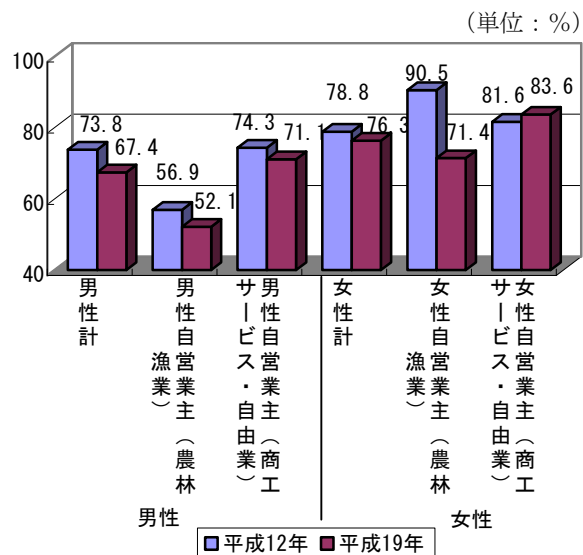
	39歳以下	40～49	50～59	60～64	65～69	70歳以上	合計
基幹的農業従事者	92	118	314	232	287	870	1,914
うち女性	23	53	162	111	134	353	836
女性の割合	25.0%	44.9%	51.6%	47.8%	46.7%	40.6%	43.7%

資料：農林水産省「農業構造動態調査」
 注：基幹的農業従事者とは、ふだんの主な状態が「主に仕事に従事していた者」のことをいう。

2 農山漁村における男女共同参画の意識の実態

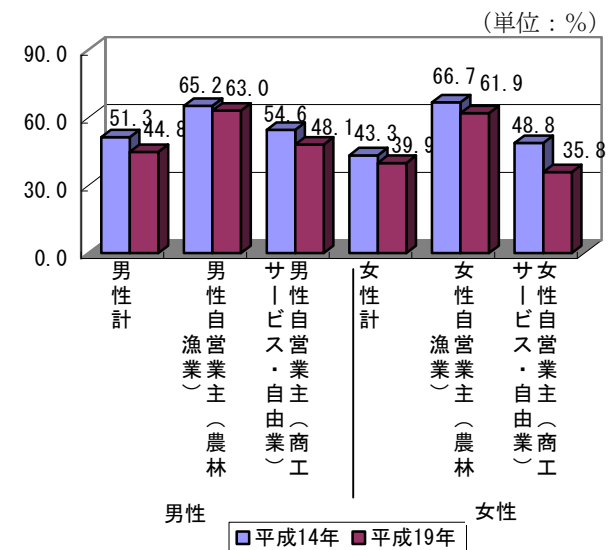
- 社会通念・慣習・しきたりなどで男性が優遇されていると思う者の割合は、減少する傾向にあるが、依然として男女感に格差がある。しかしながら、女性自営主（農林漁業）をみると平成12年で9割あった数値が平成19年では7割と大幅に減少している。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える者の割合についても減少傾向にある。

社会通念・慣習・しきたりなどの男女の平等感
(男性が優遇されていると思う者の割合)



資料：内閣府「男女共同参画に関する世論調査」（平成12年、平成19年）
注：「男性が優遇されていると思う者の割合」は、「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかと言えば男性の方が優遇」の合計の割合である。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える者の割合



資料：内閣府「男女共同参画に関する世論調査」（平成14年、平成19年）
注：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきと考える者の割合」は、「賛成」及び「どちらかと言えば賛成」の合計の割合である。

3 政策・方針決定過程への女性の参画の状況

- 農業委員あるいは農業協同組合の役員に占める女性の比率についてみると、増加傾向にあるものの、依然として低い水準にとどまっている。
- 女性の農協役員就任に対する課題として「地域の慣習」「登用体制の未整備」などが高く、依然として女性が参画するための環境が十分に整っていないものと考えられる。また、女性が方針決定の場へ参画したくない等の理由としては、「知識不足」「家事・育児等の負担が大きい」等があげられる。

農林漁業者団体の役員等に占める女性の割合の推移

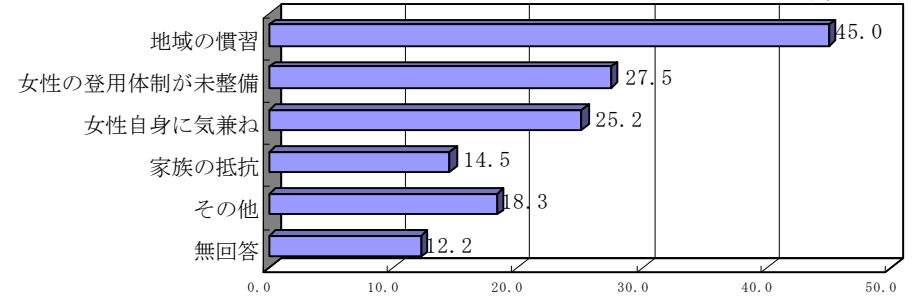
単位：人、%

	H2年	H7年	H12年	H17年	H20年
農業委員数	62,524	60,917	59,254	45,379	37,456
うち女性	93	203	1,081	1,869	1,741
割合	0.1%	0.3%	1.8%	4.1%	4.6%
	H2年度	H7年度	H12年度	H17年度	H20年度
農協個人正組合員数	5,537,547	5,432,260	5,240,785	4,988,029	4,816,570
うち女性	667,468	707,117	746,719	804,583	872,402
割合	12.1%	13.0%	14.2%	16.1%	18.1%
農協役員数	68,611	50,735	32,003	22,799	20,074
うち女性	70	102	187	438	605
割合	0.1%	0.2%	0.6%	1.9%	3.0%
森林組合役員数				13,094	10,746
うち女性				25	34
割合				0.2%	0.3%
漁協個人正組合員数	354,116	317,553	275,715	232,414	205,843
うち女性	20,425	18,337	15,655	15,830	12,523
割合	5.8%	5.8%	5.7%	6.8%	6.1%
漁協役員数	22,022	20,449	17,974	13,861	11,215
うち女性	22	29	43	45	32
割合	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%

資料：農業委員数については、農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」。
 農協個人正組合員数及び農協役員数については、農林水産省「総合農協統計表」。
 森林組合役員数については、林野庁「森林組合統計表」。
 漁協個人正組合員数及び漁協役員数については、水産庁「水産業協同組合統計表」。
 注）農業委員については、10月1日現在。
 農協、森林組合及び漁協については、事業年度末現在。
 森林組合役員の平成2年度、7年度、12年度については、女性役員のデータなし。

女性の農協役員就任に対する課題（複数回答）

単位：%

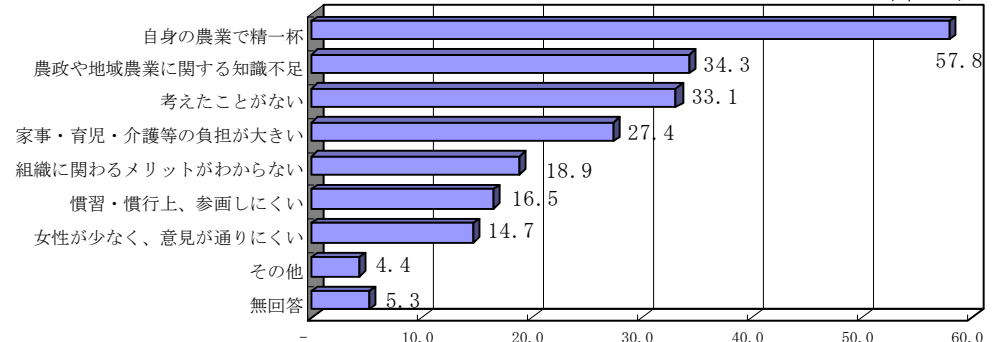


資料：農林水産省経営局人材育成課調べ(平成20年12月)

注：農協の女性役員等に対するアンケート調査

方針決定の場へ参画したくない等の理由

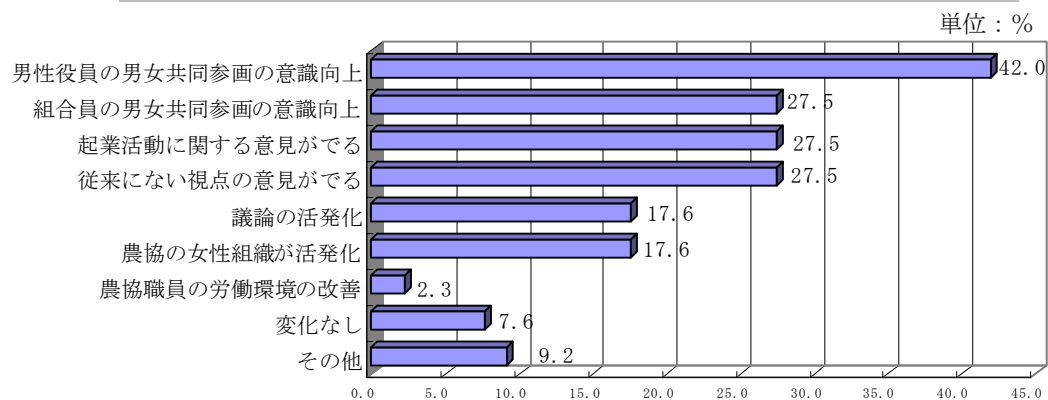
単位：%



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査一農家における男女共同参画に関する意向調査一」

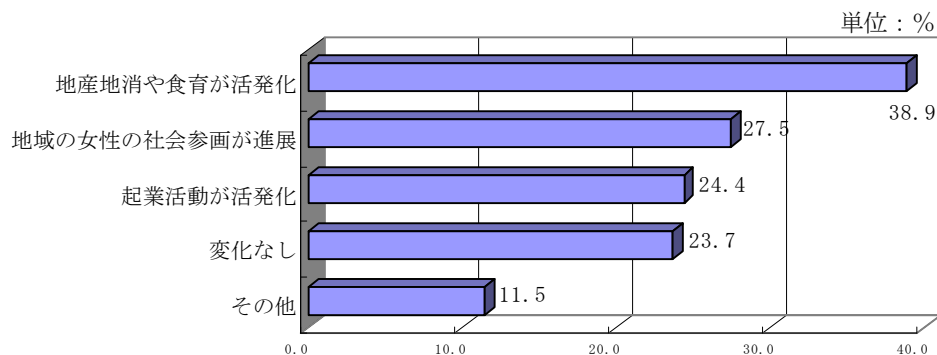
- J Aにおいて女性役員が登用されたことにより、農業分野や地域生活分野での男女共同参画が促進される等の変化が見られる。
- 農業者団体等では、女性の登用を進めるため目標を掲げて推進している。

J A女性役員の出現による農業分野の変化（複数回答）



資料：農林水産省経営局人材育成課調べ（平成20年12月）
注：農協の女性役員等に対するアンケート調査

J A女性役員の出現による地域生活分野の変化（複数回答）



資料：農林水産省経営局人材育成課調べ（平成20年12月）
注：農協の女性役員等に対するアンケート調査

農業者団体等における女性の登用推進状況

- J A全中
「J Aの運営参画目標を、正組合員の25%以上、総代の10%以上、理事等は2名以上とし、J Aとしての方針を明らかにして取り組む。」と決議

（第25回 J A全国大会（平成21年10月8日））

J A役員総数 21,331人
うち女性 525人（2.5%）

集計組合数 818

資料：平成19事業年度 総合農協統計表

- 全国農業会議所
意欲的な女性農業者等の選挙委員への立候補促進、選任委員への登用の促進するため、平成22年度全国農業委員会会長大会（平成22年5月27日開催）において「1農業委員会当たり複数の選出を目指す」ことを特別決議。

農業委員総数 37,456人
うち女性 1,741人（4.6%）

農業委員会数 1,793
うち女性のいる農業委員会数 903（50.4%）

資料：農業委員会及び都道府県農業会議実態調査
（H20.10.1現在）

(参考)

- 選挙により登用される女性議員を比較すると女性の農業委員は最も割合が低く、また、農協等の役員は民営企業の役員に占める女性の割合よりも低い水準にある。

国会議員等における女性議員の状況

単位：人、%

	総数	女性	女性割合
農業委員	37,456	1,739	4.6%
国会議員	722	89	12.3%
うち衆議院	480	45	9.4%
うち参議院	242	44	18.2%
都道府県議会	2,773	223	8.0%
市議会	21,254	2,508	11.8%
町村議会	13,849	1,062	7.7%
特別区議会	911	225	24.7%

資料：農業委員数…農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」（平成20年）
その他…内閣府調べ（平成19年）

民営企業の役員に占める女性の割合

単位：人、%

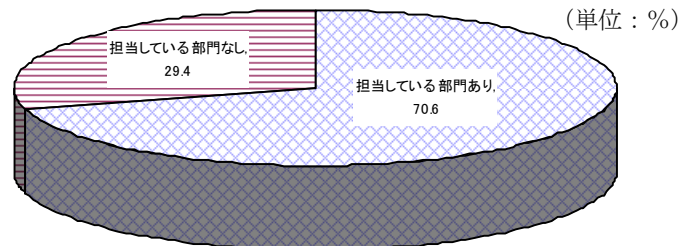
	女性割合
農協の役員	2.5%
森林組合の役員	0.3%
漁協の役員	0.4%
民営企業の役員に占める女性の割合	12.2%
うち建設業	13.0%
うち製造業	10.5%
うち電気・ガス・熱供給・水道業	2.2%
うち情報通信業	6.6%
うち卸売・小売業	10.8%
うち金融・保険業	0.9%
うち不動産業	4.8%
うち飲食店、宿泊業	21.9%
うち医療、福祉	32.6%

資料：農協の役員…農林水産省「総合農協統計表」（平成19事業年度）
森林組合の役員…林野庁「森林組合統計表」（平成18事業年度）
漁協の役員…水産庁「水産業協同組合統計表」（平成18事業年度）
民営企業の役員…厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成18年）

4 女性の農業経営参画の状況

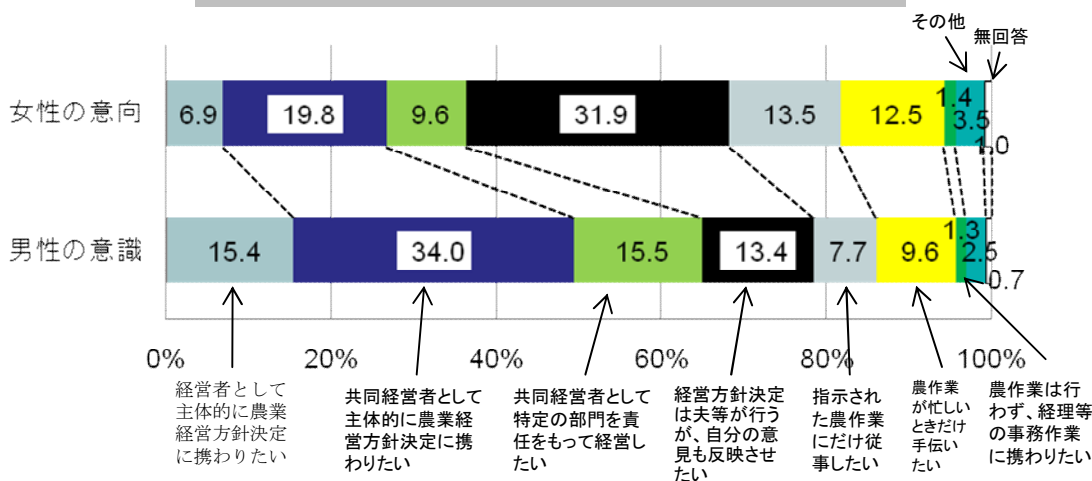
- 女性農業者の7割が農業経営において担当している部門を持っており、女性の認定農業者についても年々増加している。
- 「女性が農業経営方針の決定するための環境整備をする上で必要なこと」は、男女ともに「農業技術・経営等に関する知識習得」であると考えている割合が最も多い。また、女性は「家事・育児・介護等の負担軽減」「固定的役割分担の意識の打破」が必要だと考えている割合が男性に比べて高い。

女性就業者の責任をもって担当している部門の有無



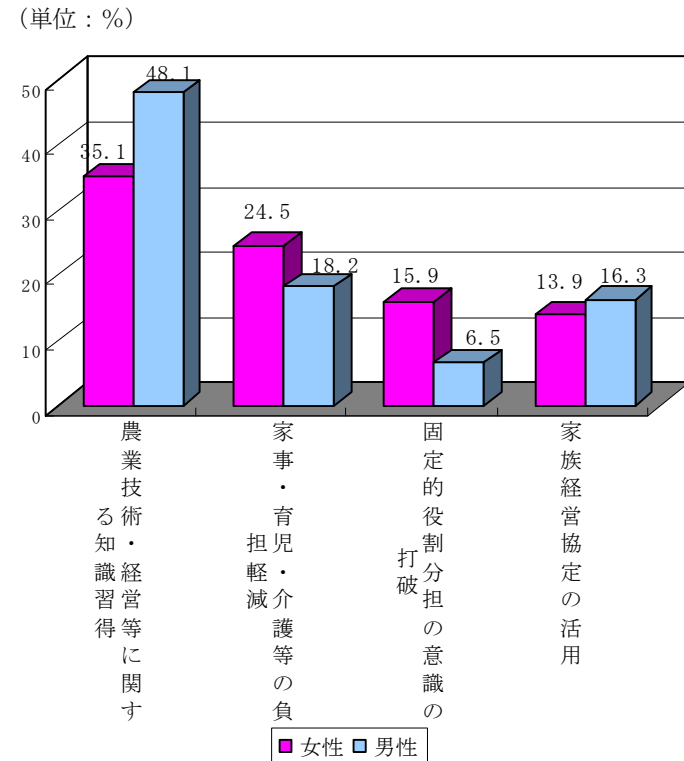
資料：農林水産省「農業構造動態調査－女性の就業構造・経営参画状況調査－」
(平成15年7月現在)

女性の農業経営への関わり方に関する意向



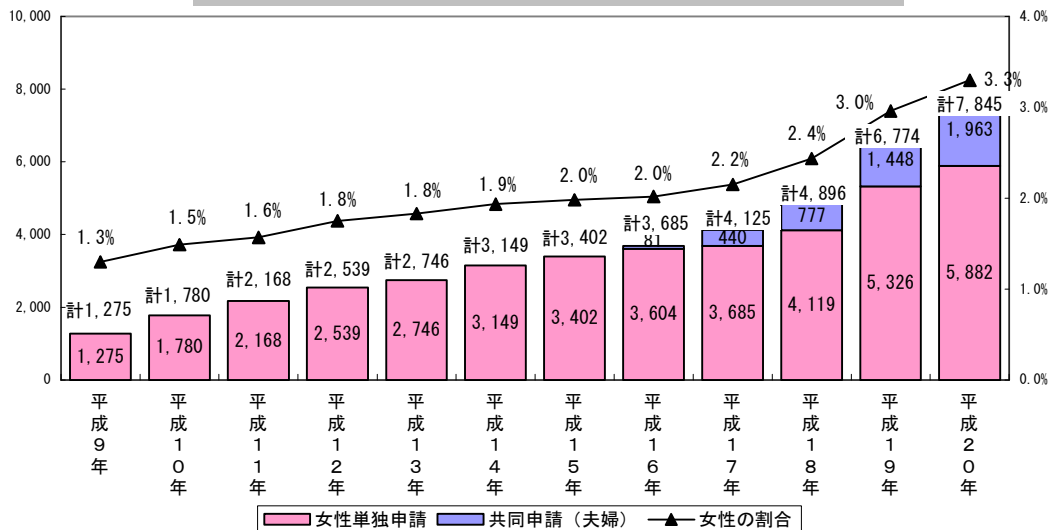
資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査－農家における男女共同参画に関する意向調査－」

女性が農業経営方針の決定に参画しやすい環境を整える上で、最も必要なこと



○ 女性農業者は、経営者や共同経営者として農業経営を取り仕切りたいと考えており、「認定農業者制度」により女性の経営参画上の位置付けを明確にすることが重要。近年、共同申請の枠組みを活用するなどにより、女性の認定農業者は増加している。

女性の認定農業者数の推移



資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」

女性の認定農業者数の推移

	①基幹的農業従事者（19年）	②認定農業者（19年）	②/①
総数	1,970,000	224,043	11.4%
女性数	867,000	7,845	0.9%
男性数	1,103,000	218,161	19.8%

資料：農林水産省「農業構造動態調査」

農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」

注：認定農業者については、法人及び複数世代による共同申請を除く。

共同経営者も認定農業者に

実質的に共同経営者である夫婦が共同名義で認定されることが可能となり、経営者としての自覚や経営に対する意識向上とそのことを通じた経営改善への取組の促進が期待されている。

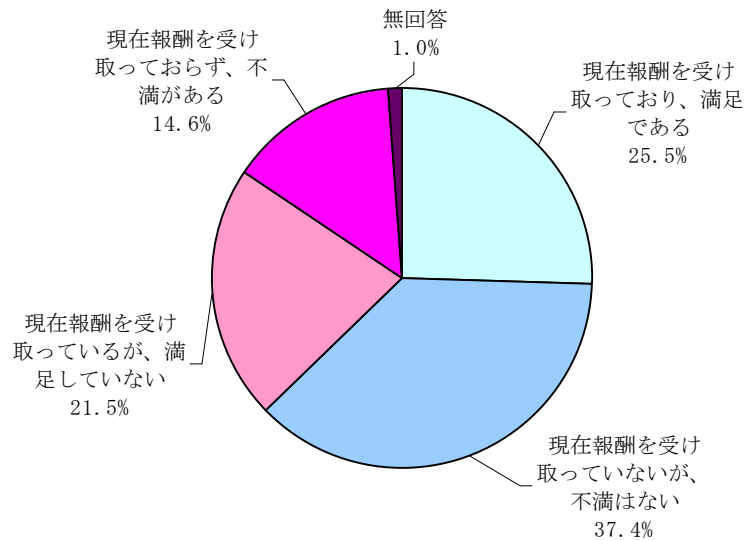
共同申請の際の要件として、

- ① 申請者がすべて同一の世帯に属する者であるか、またはかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む）であること
 - ② 家族経営協定等の取り決めの中で、当該農業経営から生ずる収益が当該名義人のすべてに帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について当該名義人のすべての合意により決定することが明確化されていること
 - ③ 当該家族経営協定等の取り決めが遵守されていること
- のすべてが確認できることとしている。

「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」
（平成15年6月27日付け15経営第1537号）

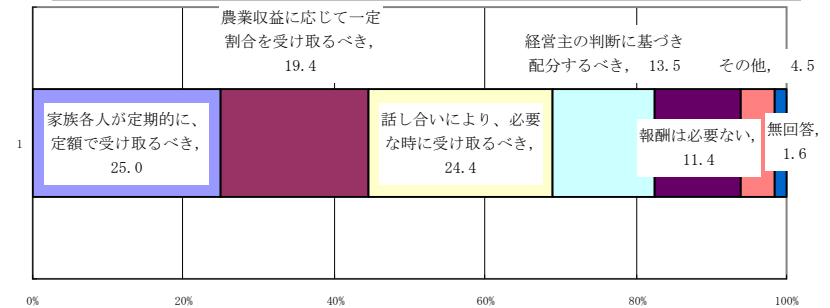
- 女性農業者の4割弱が現在の報酬のあり方に不満を感じている。
- また、家族各人の報酬の受け取り方に対する意向は、8割以上の女性農業者が何らかの方法で受け取るべきと考えている。
- なお、家族経営協定の締結農家の7割が、労働報酬（日給、月給）を取り決め内容としている。

女性農業者の報酬（給与等）のあり方に対する満足度



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査－農家における男女共同参画に関する意向調査－」

家族各人の報酬の受け取り方に対する女性の意向



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査－農家における男女共同参画に関する意向調査－」

家族経営協定の取り決め内容（上位5項目）

取り決め内容	割合
農業経営の方針決定	90.4%
労働時間・休日	88.4%
農業面の役割分担（作業分担、簿記記帳等）	79.3%
労働報酬（日給、月給）	72.7%
収益の配分（日給、月給以外の利益配分）	46.7%

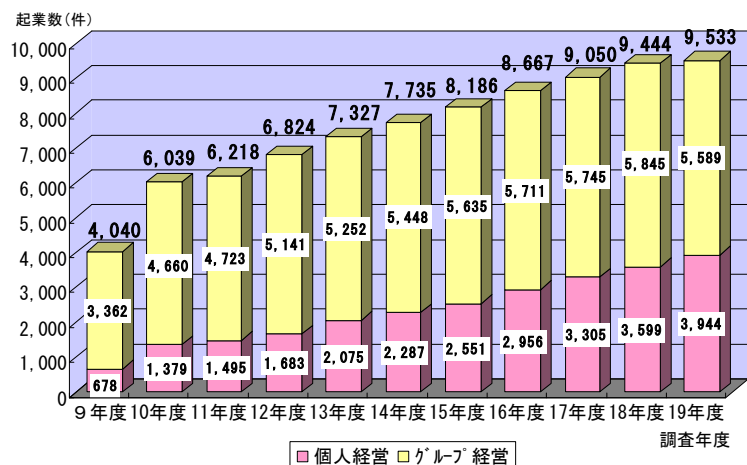
資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（平成20年）
 注：家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるもの。

5 農村女性の起業活動

(1) 女性の起業活動への取組み状況

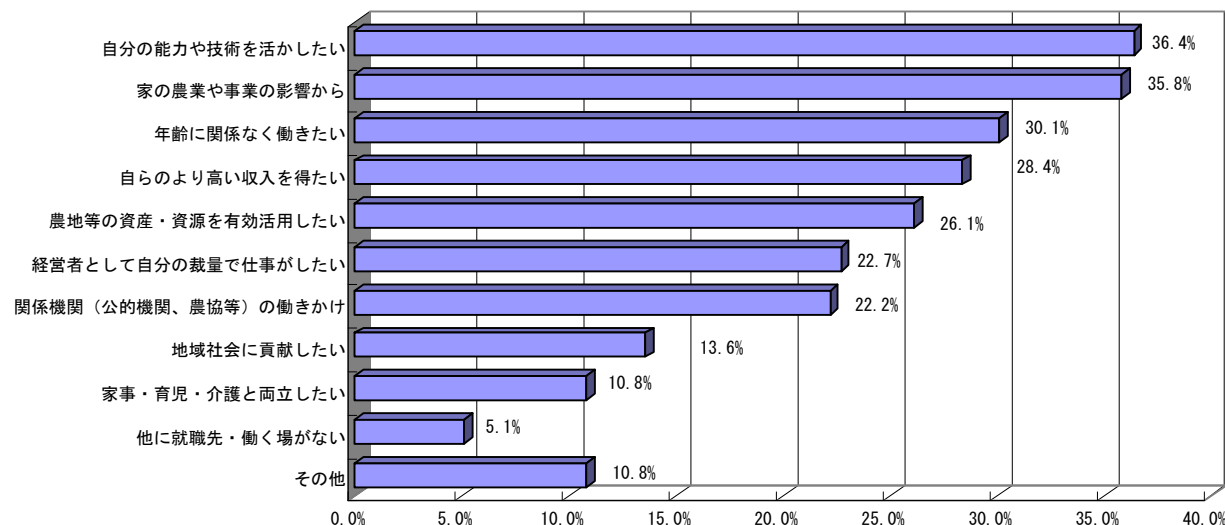
- 地域農産物を活用した特産加工品づくりや朝市での販売など農村女性の起業活動への取組は毎年増加している。
- 起業活動を始めた動機としては、自分の身につけた技術や能力をより発揮し、自らの収入を獲得したいといった、自己実現・経済的自立を求める要素が強い。

農村女性の起業活動数の推移



資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

起業活動を始めた動機（複数回答）



資料：(社)農村生活総合研究センター「生産活動にみる女性起業の現状と課題」（平成15年度）

注：アンケート調査については、個人経営を対象として実施。

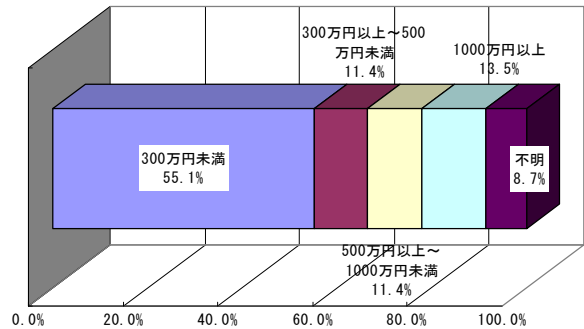
起業活動の内容（複数回答）

項目	内容	件数
食品加工	農・林・畜・水産物を利用した食品加工（ジャム、漬物等）	7,091
流通・販売	朝市、直売所、ネット販売等	4,103
農業生産	女性が中心の作目経営等	1,554
都市との交流	観光農園、体験民宿等	1,216
食品以外の加工	農産物等を利用した加工	314
サービス事業	デイサービス等	94
その他		76

資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」（平成20年3月31日現在）

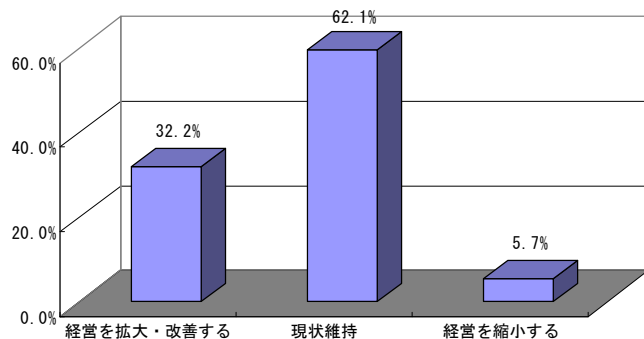
- 農村女性の起業活動による売上金額では、1,000万円以上の経営体が14%にのぼる一方、300万円未満の経営体が約6割を占めている。
- 3割強の経営体が今後の経営方針として経営の拡大・改善をあげているものの、「販売先の確保・開拓」「経営管理の知識・技術不足」等の経営面や「労働力不足」等の生産面での課題がある。

農村女性の起業活動の売上金額（過去1年間）



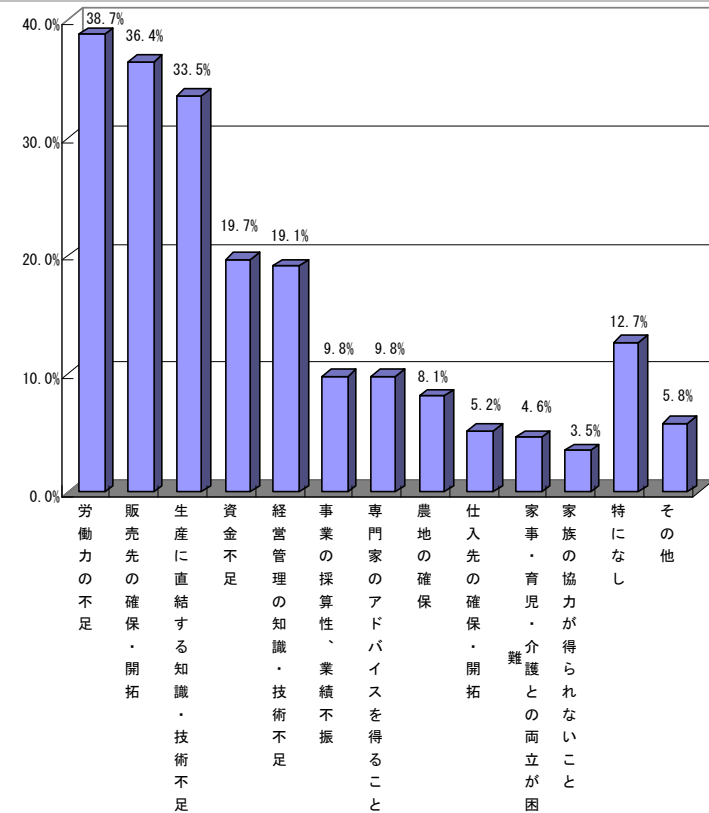
資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」（平成20年3月31日現在）

今後の経営方針



資料：(社)農村生活総合研究センター「生産活動にみる女性起業の現状と課題」（平成15年度）
注：アンケート調査については、個人経営を対象として実施。

経営を発展させていく上で、苦労している点（複数回答）



資料：(社)農村生活総合研究センター「生産活動にみる女性起業の現状と課題」（平成15年度）
注：アンケート調査については、個人経営を対象として実施。

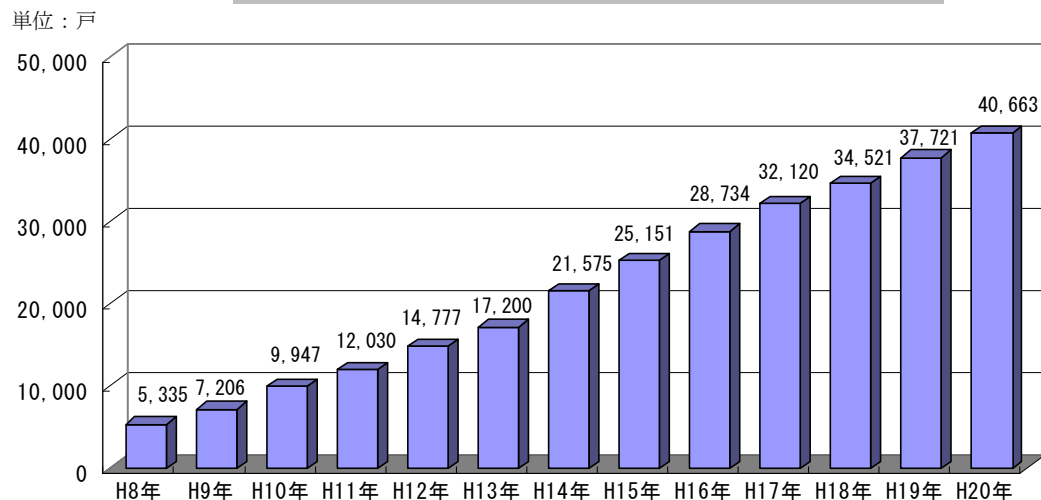
6 家族経営協定

- 家族経営協定の締結農家数は堅調に伸びているものの、販売農家に占める締結農家数の割合はわずか2%程度。
- なお、家族経営協定の締結農家に占める認定農業者がいる農家は7割以上となっている。

「家族経営協定」とは

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるもの。

家族経営協定締結農家数の推移



資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

注1：平成13年までは8月1日現在、平成14年以降は3月31日現在。

注2：広島県については調査体制の見直し等のため、調査結果が得られなかったことから、平成19年の集計には含まれていない。

販売農家に占める締結農家数の割合

販売農家数（千戸）	1,750
家族経営協定の締結農家数（戸）	40,663
販売農家に占める締結農家の割合（%）	2.3%

資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（平成20年）
農林水産省「農業構造動態調査」（平成20年）

注：販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

締結農家に占める認定農業者のいる農家の割合

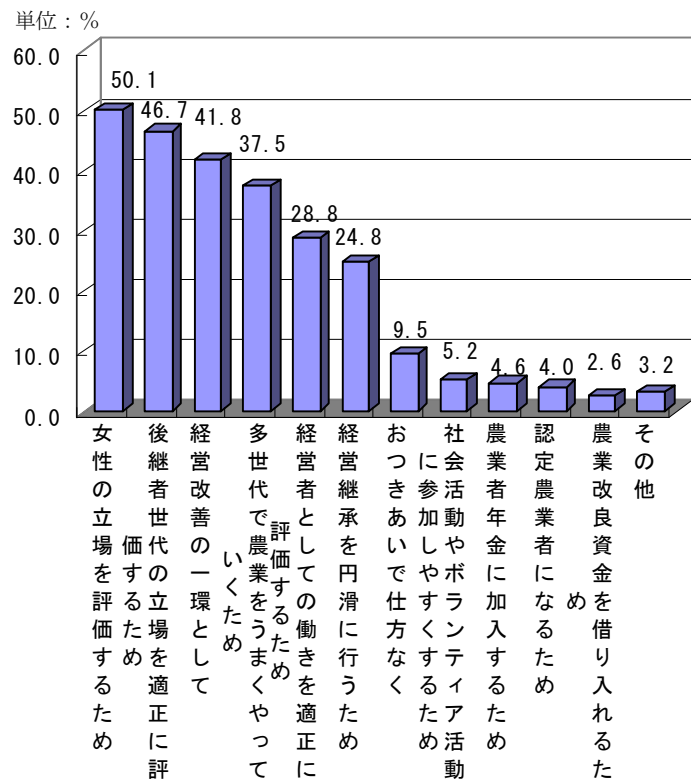
単位：戸、%

家族経営協定の締結農家数	40,663
うち認定農業者のいる農家数	30,245
締結農家に占める認定農業者のいる農家の割合	74.4%

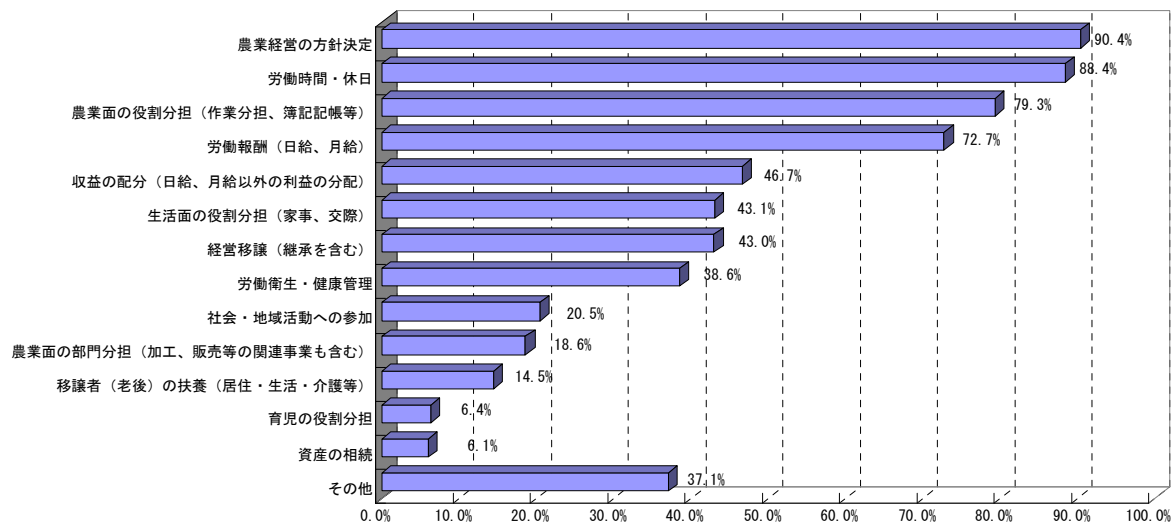
資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（平成20年）

- 締結するにいたった理由としては、女性や後継者の立場を評価するためが多く、経営の改善や効率化を図るためが続く。
- 家族経営協定の取り決め内容は、農業経営の方針決定、労働時間・休日、農業面の役割分担、労働報酬などの記載が多い。

家族経営協定を締結するにいたった理由（複数回答）



家族経営協定の取り決め内容（複数回答）



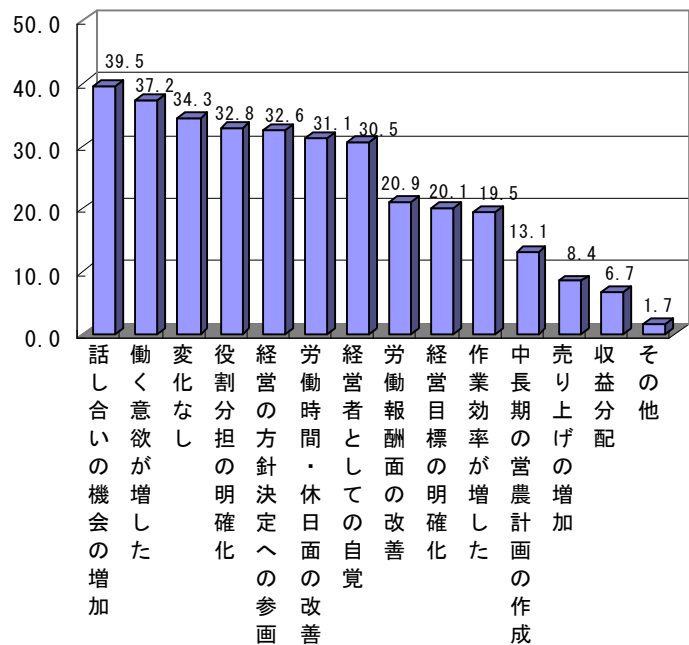
資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（平成20年）
 注：広島県については調査体制の見直し等のため、調査結果が得られなかったことから、平成19年の集計には含まれていない。

資料：(社)農山漁村女性・生活活動支援協会「家族経営協定と経営発展」
 ※ 家族経営協定に関するアンケート調査（平成14年度）

○ 締結後の変化としては、経営面では「話し合いの機会の増加」や「役割分担の明確化」などにより、女性の農業経営への参画が進んでいる。また、生活面においても、「話し合いの増加」が最も高いが、「家事の役割分担の明確化」や「家事労働への理解」により、家事労働への評価が高まっていることが伺える。

締結後の経営面での変化（複数回答）

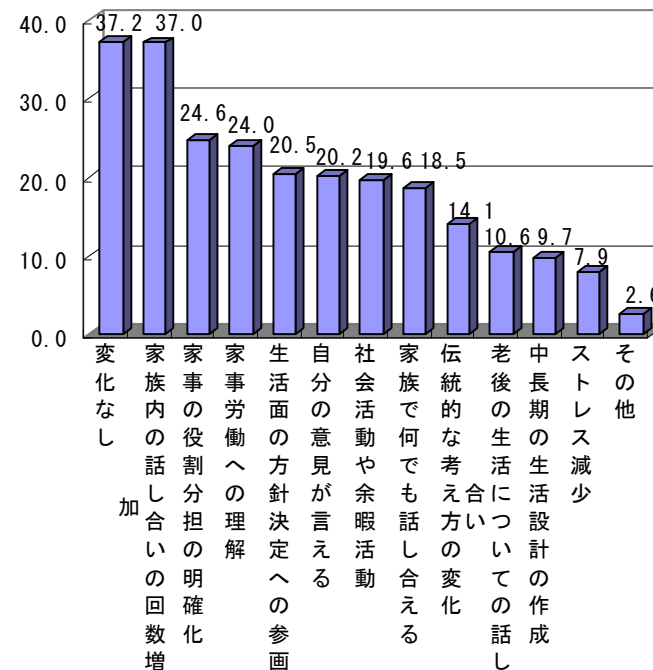
単位：%



資料：(社)農山漁村女性・生活活動支援協会「家族経営協定と経営発展」
※ 家族経営協定に関するアンケート調査（平成14年度）

締結後の生活面での変化（複数回答）

単位：%

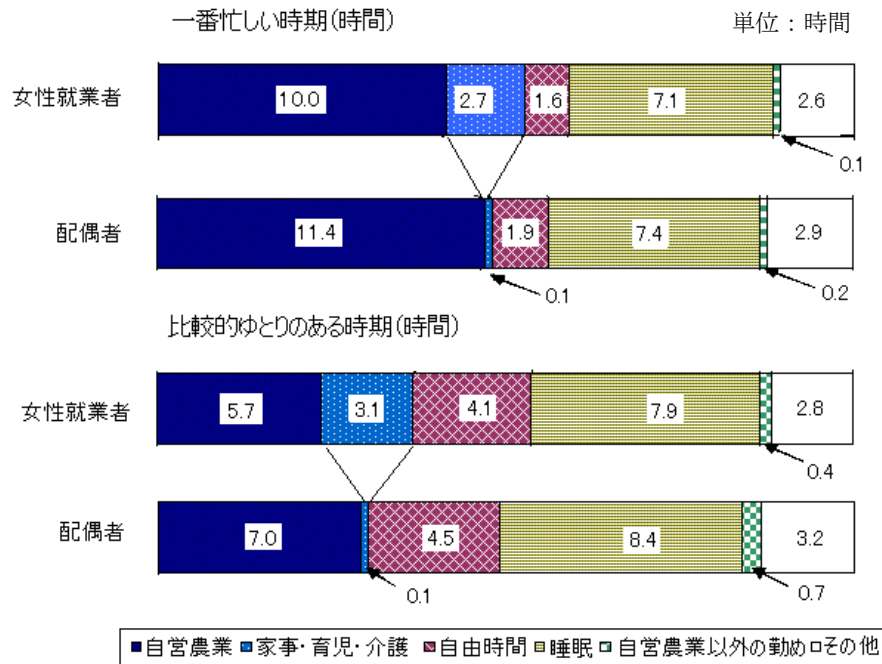


資料：(社)農山漁村女性・生活活動支援協会「家族経営協定と経営発展」
※ 家族経営協定に関するアンケート調査（平成14年度）

7 女性の生活・労働環境

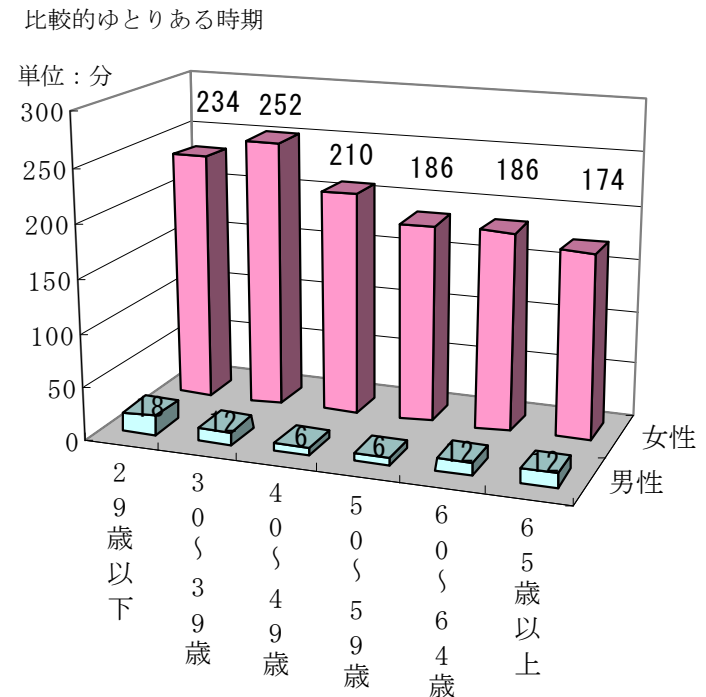
- 女性就業者とその配偶者の1日の労働時間について、「自営農業」に従事する時間及び「家事・育児・介護」を合わせた労働時間で比較すると、「一番忙しい時期」では1.2時間、「比較的ゆとりのある時間」では1.7時間長い。
- 女性就業者の配偶者の「家事・育児・介護」の時間は「比較的ゆとりのある時間」であっても「一番忙しい時期」の0.1時間と変わらない。

女性就業者及び配偶者の一日の生活時間配分



資料：農林水産省「農業構造動態調査－女性の就業構造・経営参画状況調査－」（平成15年7月現在）

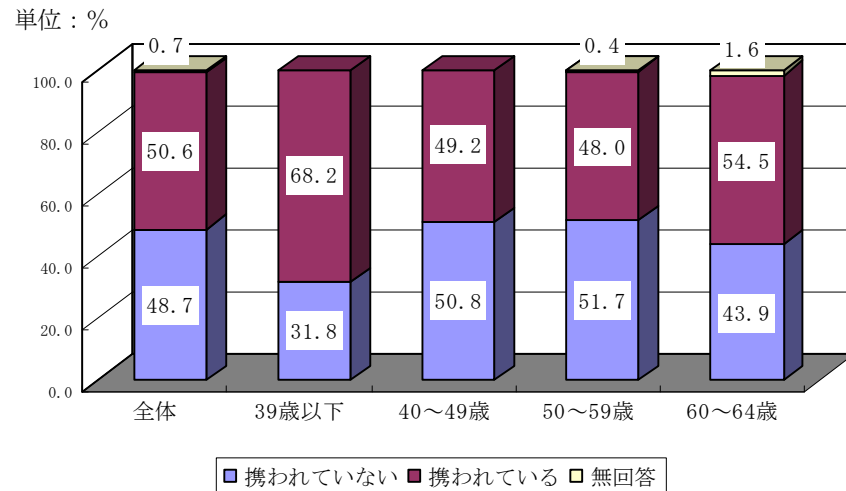
年齢別男女の家事・育児・介護に関わる時間



資料：農林水産省「農業構造動態調査－女性の就業構造・経営参画状況調査－」（平成15年7月現在）

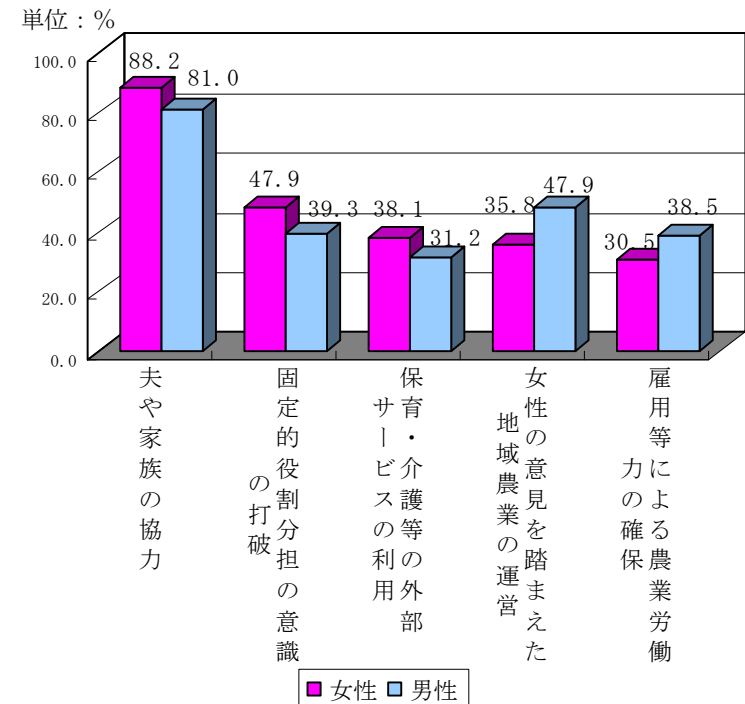
- 「女性が農業、地域活動や家事・育児・介護等にバランスよく携われている」と考える女性は、39歳以下で7割弱と最も多い。一方で、バランスのとれた仕事や地域活動、家庭生活を実現するためには、固定的役割分担の意識を打破する必要があると考える女性が5割弱を占め、依然として地域の意識の変革が必要である。

女性が農業、地域活動や家事・育児・介護等にバランスよく携われているかの意識



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査－農家における男女共同参画に関する意向調査－」

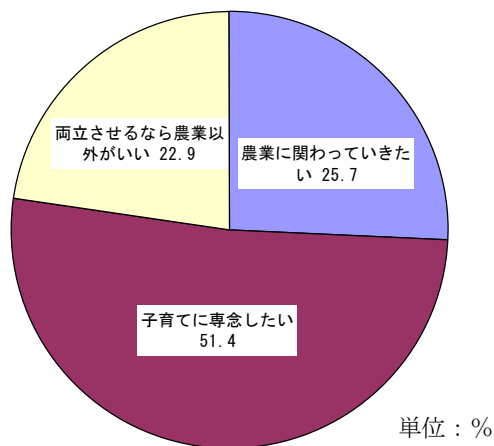
バランスのとれた仕事や地域活動、家庭生活を実現するために必要なこと（複数回答・上位5項目）



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査－農家における男女共同参画に関する意向調査－」

- 子育て期の女性農業者は、25%強が農業に関わっていきたいと考えている。
- 農業と子育ての両立を支援するため、家族経営協定の締結の推進、若手女性農業者を対象とした研修や情報提供等を実施。

子育て期における農業に対する考え方



資料：全国農業協同組合中央会「平成18年度女性農業者出産・育児サポート推進活動報告書」

注：地方セミナー開催地における子育て期の女性実態調査（秋田県）

家族経営協定の取り決め内容 (複数回答・主な関連項目)

取り決め内容	割合 (%)
労働時間・休日	88.4%
生活面の役割分担（家事、交際）	43.1%
社会・地域活動への参加	20.5%
育児の役割分担	6.4%

資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（平成20年）

注：家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるもの。

8 高齢期における女性が安心して活動し、暮らせる条件の整備

- 平成19年度の農業者年金への女性の新規加入者の割合は3割あるが、加入者全体で見ると1割未満であり、依然として低い水準である。しかしながら、女性の平均寿命は男性よりも約7年長いことから、女性が老後を安心して暮らせるよう農業者年金の加入促進をする必要。

農業者年金の加入者累計

単位：人、%

	加入者		女性の割合
		うち女性	
平成15年度	78,558	5,311	6.8%
平成16年度	80,114	5,710	7.1%
平成17年度	81,713	6,177	7.6%
平成18年度	83,972	6,850	8.2%
平成19年度	88,103	8,063	9.2%

資料：(独)農業者年金基金

女性も農業者年金に

認定農業者等で青色申告の意欲ある担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者に対しては、国から保険料を助成。

基本となる保険料（月額20,000円）のうち、次の区分により保険料を助成。

- 35歳未満 5割助成（10,000円）
- 35歳以上 3割助成（6,000円）

また、支払った保険料は全額、税制面の特例として社会保険料控除の対象。

※ 平成14年の農業者年金制度の改正により、国民年金第1号被保険者で、農業に年間60日以上従事する60歳未満の者は、誰でも加入できるようになり、農地などの名義がない女性でも加入が可能。

- ※ ただし、保険料の助成を受けるためには、
- ① 60歳までの保険料納付機関が20年以上見込まれ、
 - ② 農業所得が900万円以下（必要経費控除後）であることが必要。

平成19年度 農業者年金の新規加入者

単位：人、%

	新規加入者	
		割合
男性	2,948	70.6%
女性	1,225	29.4%
合計	4,173	100%

資料：(独)農業者年金基金

平均寿命

単位：年

男性	女性	男女差
79.19	85.99	6.80

資料：厚生労働省「簡易生命表」
(平成19年)

9 国際的潮流と我が国による国際貢献

- 農山漁村における男女共同参画に向けた取組は、男女平等原則を具体化する「女子差別撤廃条約」や国際連合の中に設置された「婦人の地位委員会（CSW）」等に位置付けられる国際的潮流。
- 第54回CSW（2010年3月）では、第4回世界女性会議（1995年）に採択された「北京行動綱領」の策定後15年の実施状況がレビューされ、2012年CSWでは「農山漁村女性のエンパワーメント」が優先議題になる等、国際的議論が活性化。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

第14条【農村女子に対する差別撤廃】

- 1 締約国は、農村女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを目的として、農村女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。（以下略）

北京行動綱領とは？

国連の第4回世界女性会議（95年北京）で採択。優先すべき12の重大問題として、「経済の構造及び、政策、あらゆる形態の生産活動及びそれらへのアクセスにおける不平等」、「あらゆるレベルの権力と、意思決定の分担における男女間の不平等」などが列挙され、各重大問題領域に対する戦略目標及び行動（農村女性対策を含む）を提示。

日本政府は96年、綱領に基づいて「男女行動参画2000年プラン」として策定。



国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」の様子

農山漁村での男女共同参画に向けた主要な国際的動向

【これまでの主な動き】

- 1975 国際婦人年、第1回世界女性会議（メキシコシティ）
- 1976 国際女性の10年始まる（～1985）
- 1979 国連総会で「女子差別撤廃条約」採択（わが国は1985年に批准）
- 1980 第2回世界女性会議（コペンハーゲン）
- 1985 第3回世界女性会議（ナイロビ）
→当該会議を受け、日本では「農山漁村女性の日」を創設
- 1995 第4回世界女性会議（北京）
→「北京宣言および行動綱領」採択
- 2000 国連特別総会「女性2000年会議」
- 2005 「北京+10」ハイレベル会合
- 2010.3 第54回婦人の地位委員会
→「北京行動綱領」策定後15年の実施状況レビュー

【今後の予定】

- 2010.9 APEC女性リーダーズネットワーク会合
- 2010.10 APEC農業大臣会議（新潟）
- 2012.3 第56回婦人の地位委員会
→「貧困と飢餓撲滅、開発と今日的課題における農山漁村女性のエンパワーメントと役割」が主な議題
- 2014.7 女子差別撤廃条約実施状況第7・8回日本報告提出期限

○ 戦後に我が国で実施された生活者の視点からの農村開発の経験をODA（集団研修等）により途上国に技術移転。

集団研修「農村女性能力向上コース」の概要

開発途上国において、農村女性支援に携わる政府・NGO職員を日本に招き、2ヶ月半の研修を実施。研修員は農村女性の生活改善の手法を学び、自国における生活改善プランを作成し、帰国後に実行することを目指す。

実績：1980年から71カ国、345人が参加

実施主体：（社）農山漁村女性・生活活動支援協会(WELI)

農村女性能力向上コースの流れ

【事前プログラム】

自国における農村女性の現状把握
農村女性の課題を明確化

【本邦研修】

グループ活動による人材育成
生活改善実行プランの作成

【事後プログラム】

生活改善プログラムの実施
帰国研修員への遠隔指導



農村女性との交流の中で生活改善を学ぶ研修員達（於：鹿児島県）

写真提供：（社）WELI

研修の方針

- ① 我が国の生活改善活動の経験を発信
- ② 途上国のニーズと実情の具体化
- ③ 研修員の主体的なアクションの推進とパートナーシップ



我が国の農村女性を対象とした生活改善活動のノウハウを途上国の農村女性支援に活用

【事例】ジンバブエ研修員OGの取組み

農村女性能力向上コースを受講したジンバブエのNGO職員が、研修中に作成した生活改善プログラムに基づいて帰国後に自国のムレワ州において生活改善活動を実施。

この取組みでは、癒しを求めて都市部から来る人々をターゲットとして設定し、地域の農村女性がホームステイ、文化遺産、伝統食・伝統医療、地域ブランドといった地域資源を生かした4つのセクションに分かれ、自宅を利用した宿泊事業や、宿泊者用メニューとしての伝統料理の提供、木のシロップから作られた腹痛の薬などの特産品を地域ブランドで発売する等の活動を行い、農村女性の経済的な自立、社会参画を目指している。



宿泊者用の伝統料理を作る女性達

写真提供：Ms. Magret Cynthia Mungofa

わが国の生活改善活動の経験

生活改善とは、戦後、慢性的な貧困状態にあった農村に、家政学などの専門知識を持った生活改良普及員が入り、女性中心のグループを育てながら、衣食住の改善策等を共に考え、実行した取組のことである。この活動によって、農村女性のよりよい生活の実現、社会参画の促進を目指した。



トマトケチャップの作り方をグループ学習する様子（1960年頃）

出展：「生活改善グループの動き」

○農山漁村女性の活躍事例

農協女性組織の役員として 女性の地位向上を推進

伊藤 さなえ さん

三重県桑名市

○JAながしま女性部長として、昭和46年から、部員に「自分の口座を持つ」という運動を展開するとともに、JA幹部に対し、農産物の売上げを、実際に生産している女性の口座に振り込むよう働きかけ、女性の経済的自立に貢献した。

○JAみえ女性連絡会議会長として、県下のJA組合長等に対し、JA理事への女性登用を働きかけたことにより、JA四日市で2名登用され、他のJAの女性登用にもつながる。

○JA全国女性組織協議会役員として、若い世代がJAの女性組織で活躍できるよう、地域ごとに「フレッシュミズ」の立ち上げに尽力するとともに、全国規模での交流会の開催や意見発表会の企画等により、若い女性農業者を支援した。



2列目中央が伊藤氏。
男女共同参画社会づくり功労者
内閣総理大臣表彰式にて

平成20年度男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰

農業委員等として 家族経営協定の締結を推進

上野 絹子 さん

鹿児島県南九州市

平成10年から農業委員として、農地の流動化等に尽力するほか、他の農業委員に家族経営協定の意義を啓発し、農業委員会を中心とした推進及び支援体制の必要性を説いた。その結果、農業委員と関係機関で個別訪問し協定を推進する体制が整った。

また、上野氏が会長を務める川辺地域女性農業経営士会が中心となり、男女を問わず能力を発揮できる環境づくりに向けた市町長との懇談会を実施している。特に懇談会の一環として実施した女性農業者を対象としたアンケート調査の結果を基に、女性農業者の抱えている課題解決に向け、交流会や家族経営協定の締結推進に取り組んでいる。



平成19年度農山漁村女性チャレンジ活動表彰
農林水産大臣賞

女性の起業活動による 地域農産物のブランド力強化

手作り梨工房

鳥取県鳥取市

規格外品梨の有効活用を図るために、生産農家の女性たちが非農家の女性にも声をかけ、グループを結成し、梨の加工研究を重ねて「梨シャーベット」を開発した。規格外品に付加価値を付けたいと努力した結果である。通年販売のための加工原料の確保、販路拡大、生産拡大などひとつひとつの課題を克服し、加工原料である梨の品種名を付したその加工品は、佐治梨のブランド力を高めた。消費者からの高い評価や支持を得て販売量も拡大している。佐治町（現鳥取市）の女性として初めて加工活動で起業し、定着を図り、山村における雇用の創出に努力している。平成17年には、「さじ梨シャーベット」の商標登録を行い、地域の顔となる商品までに育てた。



平成19年度農山漁村女性チャレンジ活動表彰
農林水産大臣賞

○子育て支援の事例

子育て支援相談員による取組み

河野 博子 さん

宮崎県

現在の活動のきっかけは、JA宮崎中央会から子育て支援相談員※の研修会に誘われ、平成14年に参加したことである。

子育て支援センターとの連携で、平成15年からセンターに通う概ね3歳までの子どもと母親を対象に、自宅で土とふれあう農業体験（スイートコーン、からいも等）を続けている。

また、自宅にある牛の餌のロールに、以前から子ども達が絵を描いて楽しんでおり、このことが新聞に掲載されたところ、近所の幼稚園から要望があり、受け入れた。その後、他の保育所等からも要望があったことから、他の農家からもロールの提供を受け、ロールへのお絵かきを実施している。



※ 女性農業者が出産・育児と仕事を両立させながら安心して子育てができるように、子育てに関する相談に対応するとともに、支援体制の整備にも取り組むことができる資質をもった者。

農協による取組み

JAいわて花巻

岩手県

平成15年からJAいわて花巻独自の子育て支援活動として、「わいわい子育てフリースペース」「子育てサロン」を開催することとなり、JA職員を子育て支援相談員養成研修に派遣し、支援活動の展開に備えた。

「わいわい子育てフリースペース」は、子育て中の農家女性を支援し、支え合う地域づくりに向けて、毎月2回第2・4金曜日の午前中に、JAいわて花巻洗心館で開催し、子育て中の女性と子どもを対象に、自由に入出りできるスペースを開いている。運営には、専門の子育て支援ボランティアグループ「ほのぼの」が協力している。

毎月第4金曜日には「子育てサロン」も開催している。子どもたちと一緒におやつづくり、手芸、絵手紙などの講習会を通じて、交流、情報交換の場を提供している。



NPO法人による取組み

みやま共同保育所

長野県

NPO法人「みやま共同保育の会」みやま共同保育所は、4月から11月まで開設している無認可の季節保育所である。

保育所の子育て方針は、

- ① 一人一人の個性と育ちを大切にする保育所
農繁期という限られた期間の保育であることから、まずは、家庭の延長として、子どもが安心して甘えられ、喜んで過ごせる場所であること
- ② 働く親を支える保育所
子どもだけでなく親が安心してあずけられるように手助けすることも大切なこと
- ③ 保育者自身もいきいきと楽しく働けること
- ④ 地域の子育て支援に、積極的に参加し、親しまれることを掲げている。
保育所の運営には、保護者からの保育料と補助金、バザー等の寄付金が充てられている。